

ID: 179

担当部署: 農林商工部 商工観光課

<p><b>処分の概要</b></p>	<p>指定の取消し等</p>		
<p><b>例規名 根拠条項</b></p>	<p>十和田市企業立地奨励条例 第10条</p>		
<p><b>例規番号</b></p>	<p>平成17年条例第168号</p>		
<p><b>【基準】</b>                  第10条の規定による。                  (指定の取消し等)                  第10条 市長は、指定工場等が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は第4条に規定する奨励措置を停止し、若しくは取り消すことができる。この場合において、市長は、課税免除とした固定資産税又は既に交付した雇用奨励金若しくは立地奨励金の全部又は一部を納付させ、若しくは返還させることができる。                  (1) 第3条第2項又は第3項に規定する指定要件を欠くに至ったとき。                  (2) 事業を休止し、若しくは廃止したとき又は市長がこれと同様の状態に至ったと認めたとき。                  (3) 公害が発生した場合に、その排除措置を講じなかったとき。                  (4) 虚偽の申請又は不正な行為により奨励措置を受けたとき。                  (5) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。</p>			
<p><b>備考</b></p>			
<p><b>設定年月日</b></p>	<p>令和4年3月31日</p>	<p><b>最終変更年月日</b></p>	<p>年 月 日</p>

ID: 181

担当部署: 農林商工部 商工観光課

<b>処分の概要</b>	使用料の徴収		
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	十和田市産業振興施設条例 第6条第1項		
<b>例 規 番 号</b>	平成17年条例第174号		
<p><b>【基準】</b>                  第6条の規定による。                  (使用料)                  第6条 前条第1項の規定により使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、使用料を納付しなければならない。</p> <p>2 使用料の種類は、基本使用料及び加算使用料とする。</p> <p>3 基本使用料は、別表に定める使用料基準額に100分の50を乗じて得た額から当該使用料基準額に100分の150を乗じて得た額までの範囲内の額で、規則で定める額とする。</p> <p>4 加算使用料は、別表センターハウスの部4の項から6の項まで及びその他の部1の項の施設の利用者が納付するものとし、当該使用者の毎月(1時間を単位として使用料基準額が定められている施設の利用者にとっては、その使用の時間)の総売上げ金額に100分の1から100分の3までの範囲内の割合で、規則で定める割合を乗じて得た額とする。ただし、その金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額は切り捨てるものとする。</p>			
<b>備考</b>			
<b>設 定 年 月 日</b>	令和4年3月31日	<b>最 終 変 更 年 月 日</b>	年 月 日

ID: 184

担当部署: 農林商工部 商工観光課

<b>処分の概要</b>	使用許可の取消し等		
<b>例規名 根拠条項</b>	十和田市産業振興施設条例 第9条		
<b>例規番号</b>	平成17年条例第174号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第9条の規定による。 (使用の許可の取消し等)</p> <p>第9条 市長は、第5条第1項の規定による使用の許可を受けようとする者、使用者又は利用者が当該使用又は利用につき、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の許可を拒み、使用の許可を取り消し、又は使用若しくは利用の停止若しくは制限をすることができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。</li> <li>(2) 他人に危害若しくは迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認めるとき。</li> <li>(3) 施設等を損傷し、又はそのおそれがあると認めるとき。</li> <li>(4) 係員の指示に従わないとき。</li> <li>(5) この条例、この条例に基づく規則又は第5条第2項の許可の条件に違反したとき。</li> <li>(6) 偽りその他不正な行為により使用の許可を受けたとき。</li> <li>(7) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。</li> <li>(8) その他管理運営上支障があると認めるとき。</li> </ol>			
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和4年3月31日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 188

担当部署: 農林商工部 商工観光課

<b>処分の概要</b>	使用料の徴収		
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	十和田市市民の家条例 第5条第1項		
<b>例 規 番 号</b>	平成17年条例第175号		
<p><b>【基準】</b>                      第5条の規定による。                      (使用料)                      第5条 前条第1項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表に定める使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。                      2 市長は、必要があると認めるときは、別表に定める浴場施設の使用に係る回数券を発行することができる。</p>			
<b>備考</b>			
<b>設 定 年 月 日</b>	令和4年3月31日	<b>最 終 変 更 年 月 日</b>	年 月 日

ID: 191

担当部署: 農林商工部 商工観光課

<p><b>処分の概要</b></p>	<p>使用許可の取消し等</p>		
<p><b>例 規 名 根 拠 条 項</b></p>	<p>十和田市市民の家条例 第8条</p>		
<p><b>例 規 番 号</b></p>	<p>平成17年条例第175号</p>		
<p><b>【基準】</b>                  第8条の規定による。                  (使用の許可の取消し等)                  第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、市民の家の使用の条件を変更し、又はその使用を停止し、若しくは使用の許可を取り消すことができる。                  (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認める場合                  (2) 他人に危害若しくは迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認める場合                  (3) 市民の家の施設、設備等を損傷し、又はそのおそれがあると認める場合                  (4) 係員の指示に従わない場合                  (5) 偽りその他不正な行為により使用の許可を受けた場合                  (6) 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認める場合                  (7) 前各号に掲げるもののほか、管理上支障があると認める場合</p>			
<p><b>備考</b></p>			
<p><b>設 定 年 月 日</b></p>	<p>令和4年3月31日</p>	<p><b>最 終 変 更 年 月 日</b></p>	<p>年 月 日</p>

ID: 195

担当部署: 農林商工部 商工観光課

<b>処分の概要</b>	使用料の徴収		
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	十和田市奥入瀬溪流館条例 第7条第1項		
<b>例 規 番 号</b>	平成17年条例第176号		
<p><b>【基準】</b>                  第7条の規定による。                  (使用料)                  第7条 前条第1項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、使用料を納付しなければならない。                  2 使用料の種類は、基本使用料及び加算使用料とする。                  3 基本使用料の額は、別表のとおりとする。                  4 加算使用料は、物産コーナーの使用者が納付するものとし、当該使用者の毎月の総売上金額に100分の1から100分の3までの範囲内の割合で、規則で定める割合を乗じて得た額とする。ただし、その金額に100円未満の端数が生じたときは、その端数金額は切り捨てるものとする。                  5 物産コーナーの使用の許可の期間に1か月に満たない端数があるときは、その期間が15日未満の場合は基本使用料を半額とし、15日以上の場合は基本使用料の全額を当該月の基本使用料とする。</p>			
<b>備考</b>			
<b>設 定 年 月 日</b>	令和4年3月31日	<b>最 終 変 更 年 月 日</b>	年 月 日

ID: 198

担当部署: 農林商工部 商工観光課

<p><b>処分の概要</b></p>	<p>使用許可の取消し等</p>		
<p><b>例 規 名 根 拠 条 項</b></p>	<p>十和田市奥入瀬溪流館条例 第10条</p>		
<p><b>例 規 番 号</b></p>	<p>平成17年条例第176号</p>		
<p><b>【基準】</b>                  第10条の規定による。                  (使用の許可の取消し等)                  第10条 市長は、第6条第1項の許可を受けようとする者又は使用者が、溪流館の使用につき次の各号のいずれかに該当するときは、溪流館の使用の許可を拒み、若しくは取り消し、又は使用を停止し、若しくは制限することができる。                  (1) 第5条各号のいずれかに掲げる行為をし、又はそのおそれがあるとき。                  (2) この条例、この条例に基づく規則又は第6条第2項の許可の条件に違反したとき。                  (3) 偽りその他不正の行為により使用の許可を受けたとき。                  (4) 溪流館の設置の目的又は使用の許可の目的以外の目的で使用し、又はそのおそれがあるとき。</p>			
<p><b>備考</b></p>			
<p><b>設 定 年 月 日</b></p>	<p>令和4年3月31日</p>	<p><b>最 終 変 更 年 月 日</b></p>	<p>年 月 日</p>

ID: 202

担当部署: 農林商工部 商工観光課

<b>処分の概要</b>	使用料の徴収		
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	十和田市奥入瀬湧水館条例 第8条第1項		
<b>例 規 番 号</b>	平成17年条例第177号		
<p><b>【基準】</b>                  第8条の規定による。                  (使用料)                  第8条 使用者は、別表に定める使用料を第5条第1項の許可と同時に納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。                  2 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、市長は、特別の理由があると認めるときは、当該使用料の全部又は一部を還付することができる。                  3 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を減額し、又は免除することができる。</p>			
<b>備考</b>			
<b>設 定 年 月 日</b>	令和4年3月31日	<b>最 終 変 更 年 月 日</b>	年 月 日



ID: 206

担当部署: 農林商工部 商工観光課

<b>処分の概要</b>	使用料の徴収						
<b>例規名 根拠条項</b>	十和田市湯ノ台高原休憩所条例 第4条						
<b>例規番号</b>	平成17年条例第183号						
<p><b>【基準】</b>                  第4条の規定による。                  (使用料)                  第4条 休憩所の施設の使用料は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">施設</th> <th style="width: 50%;">使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>シャワー</td> <td style="text-align: right;">1回につき100円</td> </tr> </tbody> </table>				施設	使用料	シャワー	1回につき100円
施設	使用料						
シャワー	1回につき100円						
<b>備考</b>							
<b>設定年月日</b>	令和4年3月31日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日				

ID: 209

担当部署: 農林商工部 商工観光課

<b>処分の概要</b>	使用等の許可の取消し等		
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	十和田市奥入瀬ろまんパーク条例 第9条		
<b>例 規 番 号</b>	平成17年条例第291号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第9条の規定による。                  (使用等の許可の取消し等)</p> <p>第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用等の許可を取り消し、又は停止することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 使用等の許可の目的以外の行為又は使用をしたとき。</li> <li>(2) 使用等の許可の際に付された条件を履行しないとき。</li> <li>(3) 前条各号のいずれかに該当すると認めたとき。</li> <li>(4) 偽りその他不正の行為により使用等の許可を受けたとき。</li> <li>(5) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。</li> </ol>			
<b>備考</b>			
<b>設 定 年 月 日</b>	令和4年3月31日	<b>最 終 変 更 年 月 日</b>	年 月 日

ID: 211

担当部署: 農林商工部 商工観光課

<b>処分の概要</b>	使用料の徴収		
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	十和田市奥入瀬ろまんパーク条例 第11条		
<b>例 規 番 号</b>	平成17年条例第291号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第11条の規定による。 (使用料)</p> <p>第11条 第5条の許可を受けた者は別表第1に定める使用料を、第6条の許可を受けた者は別表第2に定める使用料を、それぞれ許可と同時に納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。</p>			
<b>備考</b>			
<b>設 定 年 月 日</b>	令和4年3月31日	<b>最 終 変 更 年 月 日</b>	年 月 日

ID: 214

担当部署: 農林商工部 商工観光課

<p><b>処分の概要</b></p>	<p>使用料の徴収</p>		
<p><b>例 規 名 根 拠 条 項</b></p>	<p>十和田市奥入瀬溪流温泉スキー場条例 第6条本文</p>		
<p><b>例 規 番 号</b></p>	<p>平成17年条例第186号</p>		
<p><b>【基準】</b>                  第6条の規定による。                  (使用料)                  第6条 スキー場施設を使用する者(以下「使用者」という。)は、別表に定める使用料を支払わなければならない。ただし、市長が特に認めるときは、当該使用料の全部又は一部を減額し、又は免除することができる。</p>			
<p><b>備考</b></p>			
<p><b>設 定 年 月 日</b></p>	<p>令和 4 年 3 月 31 日</p>	<p><b>最 終 変 更 年 月 日</b></p>	<p>年 月 日</p>

ID: 218

担当部署: 農林商工部 商工観光課

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	十和田市宮宇樽部キャンプ場条例 第5条		
例規番号	平成17年条例第187号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第5条の規定による。 (使用料)</p> <p>第5条 前条の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表に定める使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。</p>			
備考			
設定年月日	令和4年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 222

担当部署: 農林商工部 商工観光課

<b>処分の概要</b>	使用許可の取消し等		
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	十和田市宮宇樽部キャンプ場条例 第8条		
<b>例 規 番 号</b>	平成17年条例第187号		
<b>【基準】</b>			
<p>第8条及び十和田市暴力団排除条例第8条の規定による。                  (使用の許可の取消し等)</p> <p>第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、キャンプ場の使用の許可を拒み、若しくは取り消し、又は使用を停止し、若しくは制限することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認める場合</li> <li>(2) 他人に危害若しくは迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認める場合</li> <li>(3) キャンプ場の施設、設備等を損傷し、又はそのおそれがあると認める場合</li> <li>(4) 係員の指示に従わない場合</li> <li>(5) 偽りその他不正な行為により、使用の許可を受けた場合</li> <li>(6) 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認める場合</li> <li>(7) 前各号に掲げるものほか、管理上支障があると認める場合</li> </ol> <p>(公の施設における措置)</p> <p>第8条 市長若しくは教育委員会又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。)は、公の施設の使用が暴力団の利益となると認めるときは、当該公の施設の管理について定める他の条例(集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるときは、使用の許可をせず、又は使用の許可を取り消すことができる旨の定めがあるものを除く。)の規定にかかわらず、当該公の施設の使用の許可をせず、又は既にした当該使用の許可を取り消す等の使用の制限に関する処分を行うことができる。</p>			
<b>備考</b>			
<b>設 定 年 月 日</b>	令和4年3月31日	<b>最 終 変 更 年 月 日</b>	年 月 日

ID: 224

担当部署: 農林商工部 商工観光課

処分の概要	給湯加入金の徴収		
例規名 根拠条項	十和田市温泉施設条例 第6条第1項		
例規番号	平成17年条例第188号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第6条の規定による。 (給湯加入金)</p> <p>第6条 前条第1項の許可を受けた者(以下「受給者」という。)は、市長が定める期日までに給湯加入金を納付しなければならない。</p> <p>2 給湯加入金は、許可を受けた温泉の受給量(以下「温泉受給量」という。)に16万270円を乗じて得た額とする。</p> <p>3 市長は、受給者が給湯加入金を納付した後でなければ、温泉を供給してはならない。</p> <p>4 納付された給湯加入金は、いかなる理由があってもこれを還付しない。</p>			
備考			
設定年月日	令和4年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 225

担当部署: 農林商工部 商工観光課

<b>処分の概要</b>	使用料の徴収		
<b>例規名 根拠条項</b>	十和田市温泉施設条例 第7条第1項		
<b>例規番号</b>	平成17年条例第188号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第7条の規定による。 (使用料)</p> <p>第7条 受給者は、使用料を納付しなければならない。</p> <p>2 使用料は、月額とし、その額は、温泉受給量に2,430円を乗じて得た額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額は切り捨てるものとする。</p>			
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和4年3月31日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日



ID: 231

担当部署: 農林商工部 商工観光課

<b>処分の概要</b>	供給の停止又は許可の取消し		
<b>例規名 根拠条項</b>	十和田市温泉施設条例 第16条		
<b>例規番号</b>	平成17年条例第188号		
<b>【基準】</b>			
<p>第16条の規定による。                  (供給の停止又は許可の取消し)</p> <p>第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、受給者に対し、温泉の供給を停止することができる。</p> <p>(1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反した場合</p> <p>(2) 受給者以外の者が温泉を受給している場合</p> <p>(3) 給湯施設が廃止の状態にあると認める場合</p> <p>(4) 3か月以上使用料を滞納している場合</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、温泉の供給を継続し難いと市長が認める場合</p> <p>2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第5条第1項の許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) 前項の規定による温泉供給の停止期間が3か月を超えた場合</p> <p>(2) 第5条第1項の許可を受けてから1年を経過しても温泉受給を開始する見込みがないと市長が認めた場合</p>			
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和4年3月31日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 232

担当部署: 農林商工部 商工観光課

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	十和田市温泉施設条例 第18条		
例規番号	平成17年条例第188号		
<b>【基準】</b> 第18条の規定による。 (罰則) 第18条 詐欺その他不正の行為により給湯加入金又は使用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた給湯加入金又は使用料の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。			
備考			
設定年月日	令和4年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 235

担当部署: 農林商工部 商工観光課

<p><b>処分の概要</b></p>	<p>使用料の徴収</p>		
<p><b>例 規 名 根 拠 条 項</b></p>	<p>十和田市馬事公苑条例 第9条</p>		
<p><b>例 規 番 号</b></p>	<p>平成17年条例第266号</p>		
<p><b>【基準】</b>                  第9条の規定による。                  (使用料)                  第9条 第6条の規定による許可(同条第1号から第4号までに掲げる行為の許可に限る。)を受けた者は別表第1に定める使用料を、第7条第1項の規定による許可(同条第1項第1号から第4号までに掲げる施設の使用の許可に限る。)を受けた者は別表第2に定める使用料を、それぞれ許可と同時に納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p>			
<p><b>備考</b></p>			
<p><b>設 定 年 月 日</b></p>	<p>令和4年3月31日</p>	<p><b>最 終 変 更 年 月 日</b></p>	<p>年 月 日</p>

ID: 236

担当部署: 農林商工部 商工観光課

<b>処分の概要</b>	使用許可の取消し等		
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	十和田市馬事公苑条例 第10条		
<b>例 規 番 号</b>	平成17年条例第266号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第10条の規定による。                  (使用の許可の取消し等)</p> <p>第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第7条の使用の許可を取り消し、又は停止させることができる。</p> <p>(1) 使用の許可の目的以外に使用したとき。                  (2) 使用の許可の際に付された条件を履行しないとき。                  (3) 第8条各号のいずれかに該当すると認めたとき。                  (4) 偽りその他不正の行為により使用の許可を受けたとき。                  (5) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。</p> <p>2 市長は、前項各号に掲げるときのほか、公益上特に必要が生じたとき、又は災害その他の事故により馬事公苑の使用ができなくなったときは、使用の条件を変更し、又は使用を停止し、若しくは使用の許可を取り消すことができる。</p>			
<b>備考</b>			
<b>設 定 年 月 日</b>	令和4年3月31日	<b>最 終 変 更 年 月 日</b>	年 月 日

ID: 237

担当部署: 農林商工部 商工観光課

<b>処分の概要</b>	観覧料及び特別観覧料の徴収		
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	十和田市馬事公苑条例 第11条		
<b>例 規 番 号</b>	平成17年条例第266号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第11条の規定による。                  (観覧料及び特別観覧料)</p> <p>第11条 称徳館に入館しようとする者は、別表第3に定める観覧料を納付しなければならない。ただし、市が特別な展示その他特別な催物を行う場合の特別観覧料は、市長が別に定めることができる。</p>			
<b>備考</b>			
<b>設 定 年 月 日</b>	令和4年3月31日	<b>最 終 変 更 年 月 日</b>	年 月 日

ID: 241

担当部署: 農林商工部 商工観光課

<b>処分の概要</b>	観覧料の徴収		
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	十和田市現代美術館条例 第5条		
<b>例 規 番 号</b>	平成19年条例第59号		
<p><b>【基準】</b>                      第5条の規定による。                      (観覧料の納付)                      第5条 美術館に入館して展示物等を観覧しようとする者は、あらかじめ別表第1に定める観覧料を納めなければならない。</p>			
<b>備考</b>			
<b>設 定 年 月 日</b>	令和4年3月31日	<b>最 終 変 更 年 月 日</b>	年 月 日

ID: 245

担当部署: 農林商工部 商工観光課

<b>処分の概要</b>	使用料の徴収		
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	十和田市現代美術館条例 第10条第1項		
<b>例 規 番 号</b>	平成19年条例第59号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第10条の規定による。                  (使用料の納付並びに減免及び還付)</p> <p>第10条 現代美術館の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表第2に定める使用料を許可と同時に納めなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>2 第6条及び第7条の規定は、前項の使用料について準用する。</p>			
<b>備考</b>			
<b>設 定 年 月 日</b>	令和4年3月31日	<b>最 終 変 更 年 月 日</b>	年 月 日

ID: 248

担当部署: 農林商工部 商工観光課

<b>処分の概要</b>	使用許可の取消し等		
<b>例規名 根拠条項</b>	十和田市現代美術館条例 第11条		
<b>例規番号</b>	平成19年条例第59号		
<b>【基準】</b>			
<p>第11条及び十和田市暴力団排除条例第8条の規定による。 (使用の許可の取消し等)</p> <p>第11条 現代美術館を使用しようとする者又は使用者が、現代美術館の使用につき次の各号のいずれかに該当するときは、現代美術館の使用の許可を拒み、若しくは取り消し、又は使用を停止し、若しくは制限することができる。</p> <p>(1) 第8条各号のいずれかに掲げる行為をし、又はそのおそれがあるとき。 (2) この条例、この条例に基づく規則又は第9条第2項の許可の条件に違反するとき。 (3) 偽りその他不正の行為により使用の許可を受けたとき。 (4) 現代美術館の設置の目的又は使用の許可の目的以外の目的で使用し、又はそのおそれがあるとき。</p> <p>(公の施設における措置)</p> <p>第8条 市長若しくは教育委員会又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。)は、公の施設の使用が暴力団の利益となると認めるときは、当該公の施設の管理について定める他の条例(集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるときは、使用の許可をせず、又は使用の許可を取り消すことができる旨の定めがあるものを除く。)の規定にかかわらず、当該公の施設の使用の許可をせず、又は既にした当該使用の許可を取り消す等の使用の制限に関する処分を行うことができる。</p>			
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和4年3月31日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日



ID: 252

担当部署: 農林商工部 商工観光課

<b>処分の概要</b>	撮影等の許可の取消し等		
<b>例規名 根拠条項</b>	十和田市現代美術館条例施行規則 第10条		
<b>例規番号</b>	平成20年規則第17号		
<p><b>【基準】</b>                  第10条の規定による。                  (許可の取消し等)                  第10条 市長は、条例第8条第4号の許可をしない場合若しくは取り消す場合又は条例第11条の規定による使用の許可の取消し等を行う場合には、その理由を付して当該許可を受けようとする者又は使用者等に通知するものとする。</p>			
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和4年3月31日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 254

担当部署: 農林商工部 商工観光課

<b>処分の概要</b>	使用料の徴収		
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	十和田市観光物産交流施設条例 第7条		
<b>例 規 番 号</b>	平成23年条例第27号		
<p><b>【基準】</b>                  第7条の規定による。                  (使用料)                  第7条 前条第1項の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表に定める使用料を納付しなければならない。</p>			
<b>備考</b>			
<b>設 定 年 月 日</b>	令和4年3月31日	<b>最 終 変 更 年 月 日</b>	年 月 日

ID: 257

担当部署: 農林商工部 商工観光課

<b>処分の概要</b>	使用許可の取消し等		
<b>例規名 根拠条項</b>	十和田市観光物産交流施設条例 第10条		
<b>例規番号</b>	平成23年条例第27号		
<b>【基準】</b>			
<p>第10条及び十和田市暴力団排除条例第8条の規定による。 (使用の許可の取消し等)</p> <p>第10条 市長は、観光物産交流施設を使用しようとする者又は使用者が観光物産交流施設の使用につき次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を拒み、若しくは取り消し、又は使用を停止し、若しくは制限することができる。</p> <p>(1) 第5条各号のいずれかに掲げる行為をし、又はそのおそれがあるとき。 (2) この条例、この条例に基づく規則又は第6条第2項の許可の条件に違反するとき。 (3) 偽りその他不正の行為により使用の許可を受けたとき。 (4) 観光物産交流施設の設置の目的又は使用の許可の目的以外の目的で使用し、又はそのおそれがあるとき。</p> <p>(公の施設における措置)</p> <p>第8条 市長若しくは教育委員会又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。)は、公の施設の使用が暴力団の利益となると認めるときは、当該公の施設の管理について定める他の条例(集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるときは、使用の許可をせず、又は使用の許可を取り消すことができる旨の定めがあるものを除く。)の規定にかかわらず、当該公の施設の使用の許可をせず、又は既にした当該使用の許可を取り消す等の使用の制限に関する処分を行うことができる。</p>			
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和4年3月31日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 260

担当部署: 農林商工部 商工観光課

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	十和田市十和田湖観光交流センター条例 第6条		
例規番号	平成26年条例第23号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第6条の規定による。 (使用料)</p> <p>第6条 前条第1項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、使用を開始する前に別表に定める使用料を納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p>			
備考			
設定年月日	令和4年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 263

担当部署: 農林商工部 商工観光課

<b>処分の概要</b>	使用許可の取消し等		
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	十和田市十和田湖観光交流センター条例 第9条		
<b>例 規 番 号</b>	平成26年条例第23号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第9条の規定による。                  (使用の許可の取消し等)</p> <p>第9条 市長は、第5条第1項の許可を受けようとする者又は使用者が観光交流センターの使用につき次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を拒み、若しくは取り消し、又は使用を停止し、若しくは制限することができる。</p> <p>(1) 第4条各号のいずれかに掲げる行為をし、又はそのおそれがあるとき。                  (2) この条例、この条例に基づく規則又は第5条第2項の許可の条件に違反したとき。                  (3) 偽りその他不正の行為により使用の許可を受けたとき。                  (4) 使用の許可の目的以外の目的で使用し、又はそのおそれがあるとき。</p>			
<b>備考</b>			
<b>設 定 年 月 日</b>	令和4年3月31日	<b>最 終 変 更 年 月 日</b>	年 月 日

ID: 3005

担当部署: 農林商工部 商工観光課

<b>処分の概要</b>	使用料の徴収		
<b>例規名 根拠条項</b>	十和田市地域交流センター条例 第8条		
<b>例規番号</b>	令和4年条例第16号		
<b>【基準】</b>			
第8条の規定による。 (使用料)			
第8条 センターの使用料は、無料とする。ただし、入場料、参加料、会費その他これに類するもの（以下「入場料等」という。）を徴収してセンターを使用する場合は、使用の許可と同時に、次の表の左欄に掲げる入場料等の額の区分に応じ、別表第1に定める基本使用料に次の表の右欄に掲げる割合を乗じて得た額（10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てた額）の使用料を納付しなければならない。			
		入場料等の額	割合
		1人当たりの入場料等の最高額が500円未満の場合	100分の130
		1人当たりの入場料等の最高額が500円以上1,000円未満の場合	100分の150
		1人当たりの入場料等の最高額が1,000円以上2,000円未満の場合	100分の200
		1人当たりの入場料等の最高額が2,000円以上の場合	100分の300
2 前項の規定にかかわらず、事業を営む個人（当該事業のために使用する場合には限る。）若しくは営利を目的とする団体又は営利を目的として使用する個人若しくは団体が使用の許可を受けたときは、当該許可と同時に別表第1に定める基本使用料に100分の300を乗じて得た額の使用料を納付しなければならない。			
3 冷暖房を使用してセンター（中庭を除く。）を使用する場合又は附属設備若しくは備品類を使用する場合は、使用の許可と同時に別表第2に定める使用料を納付しなければならない。			
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和5年9月20日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 3006

担当部署: 農林商工部 商工観光課

<b>処分の概要</b>	使用許可の取消し等		
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	十和田市地域交流センター条例 第11条		
<b>例 規 番 号</b>	令和4年条例第16号		
<b>【基準】</b>			
<p>第11条及び十和田市暴力団排除条例第8条の規定による。                  (使用の許可の取消し等)</p> <p>第11条 市長は、使用の許可を受けようとする者又は使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）がセンターの使用につき次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を拒み、若しくは取り消し、又は使用を停止し、若しくは制限することができる。</p> <p>(1) 第5条各号のいずれかに掲げる行為をし、又はそのおそれがあるとき。                  (2) この条例、この条例に基づく規則又は第6条第2項の許可の条件に違反するとき。                  (3) 偽りその他不正の行為により使用の許可を受けたとき。                  (4) 使用の許可の目的以外の目的で使用し、又はそのおそれがあるとき。</p> <p>(公の施設における措置)</p> <p>第8条 市長若しくは教育委員会又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。)は、公の施設の使用が暴力団の利益となると認めるときは、当該公の施設の管理について定める他の条例(集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるときは、使用の許可をせず、又は使用の許可を取り消すことができる旨の定めがあるものを除く。)の規定にかかわらず、当該公の施設の使用の許可をせず、又は既にした当該使用の許可を取り消す等の使用の制限に関する処分を行うことができる。</p>			
<b>備考</b>			
<b>設 定 年 月 日</b>	令和5年9月20日	<b>最 終 変 更 年 月 日</b>	年 月 日